

計画書

大根占都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

大根占都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

大根占都市計画区域においては，平成 16 年度に「大根占都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「活力とうるおいに満ちた町づくり」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 2 次錦江町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

大根占都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における錦江町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	2
① 市街地・周辺地域	
② 神川地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における錦江町の位置付け

錦江町は、面積約 16,315ha、大隅半島の中南部に位置している。

気候は温暖で、早期米の栽培やばれいしょ、いんげん、にんじんの露地栽培など、農業分野で発展しており、本町の基幹産業となっている。

その他、稲尾岳周辺の照葉樹林は、国や県から天然記念物として自然環境保全地域等の指定を受けるなど、豊かな自然環境に恵まれている。

2) 都市計画区域の位置付け

大根占都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、錦江町西部に位置しており、海岸沿いには指宿市を起点とし、南大隅町や鹿屋市と本区域を連絡する広域的な幹線道路である国道 269 号が通っている。

本区域は、生活関連施設が集中する地域の核として、また、豊かな自然環境を活用し広域的な交流の核として、錦江町の中心的な役割を担う区域として位置付けられている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本町では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 6,944 人となっており、平成 12 年時と比較し、63.8%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 3,233 人、総数に対する割合は、46.6%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では、令和元年錦江町総生産額は、第 1 次産業 4,301 百万円、第 2 次産業 3,253 百万円、第 3 次産業 17,273 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 122.8%、第 2 次産業 103.9%、第 3 次産業 105.5%と第 1 次、第 2 次、第 3 次産業の全てにおいて、若干増加している。

しかし、若年層の流出による過疎化が急速に進んでおり、地域産業や社会の活力の低下、また、産業振興や人口定住の基盤となる都市基盤整備の遅れが見られるため、広域的連携・交流の強化や安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要となっている。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢化社会への対応
- 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 魅力的な地域資源を活用した観光産業の発展

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域において、持続可能なまちづくり、誇りを持てるまちづくりの実現に向け、第2次錦江町総合振興計画を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■快適な生活環境のまちづくり

関係者が連携を図りながら、自然の保全、より良い環境の創出に取り組むこと及び交通基盤の維持・確保、水道水の安定供給等に向けて取り組み、快適な生活環境のまちづくりを目指す。

■地域資源を活用した産業振興によるまちづくり

自然・歴史・食文化など、地域資源を最大限活用し、観光振興や新たな製品を開発するなど、市場開拓や販路拡大の取り組みを支援し、産業振興によるまちづくりを目指す。

■地域の安全を守るまちづくり

町民の生命財産を守るため、関係機関と連携した災害・防犯体制の充実や強化に取り組むとともに、交通事故や飲酒運転のないまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 市街地・周辺地域

本区域の市街地は、国道269号と国道448号が交差する地域に形成されている。また、市街地内は、国道269号及びこれと並行する町道山ノ口塩屋線、都市計画道路3・5・3号海岸線の3路線で都市の骨格を形成している。

官公署や商業・業務施設が集積する錦江町役場周辺地区は、本区域の経済文化の中心となる都市中心核として商業・業務機能等のさらなる集積を図る。

また、これらの機能を高めるため、景観的工夫や歩きやすい道路整備等を進め、地域の求心力の創出や商店街の活性化を図る。

大根占港（城ヶ崎地区）周辺の工業地は、本区域の産業を支え活気を与える拠点として位置付け、工業地の基盤整備の充実等を図る。

② 神川地域

神川地域は、国道269号と県道神之川内之浦線の交差点付近に形成されている。

神川キャンプ場等を有する神川海岸周辺を観光・レクリエーション拠点に位置付け、広域的な交流の核として機能の維持・向上を図るとともに、錦江湾を望

む景観の保全に努める。また、道の駅「錦江にしきの里」など、観光客を集客する施設が点在することから、個々の施設の魅力向上のほか、レクリエーション相互の連携を進め、観光客のニーズに合った施設整備を目指す。

区域外東部の神川大滝公園周辺は、本区域の観光産業を担う重要な拠点となっていることから観光・レクリエーション拠点に位置付け、区域内を流れる神ノ川や神川地区周辺と一体となった観光ゾーンの形成を図る。また、神ノ川や水流川は、重要な観光・レクリエーション資源として、また都市環境にうるおいを与える要素として保全する。

区域東部にある錦江町総合運動公園は、地域の人々の憩いとレクリエーションの場、健康増進の場として観光・レクリエーション拠点に位置付け、機能の維持・向上を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は年々減少する傾向にあり、今後も減少することが予測される。

また、人口減少に伴う就業人口の減少も予測されるとともに、商工業の著しい伸びも見込まれない状況にあることから、将来的な土地需要は現行市街地内で対応可能であり、近年の市街化動向からも、急激かつ無秩序な市街地の拡大・進行は見込まれないと判断される。

さらに、自然環境と都市環境の調和した土地利用を実現するためには、自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある市街地の形成を図ることが必要であるが、これらは地域地区などの規制・誘導や、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

錦江町役場をはじめとする官公庁や商業・業務施設が集中する役場周辺地区を、商業・業務地として位置付け、機能の充実を図る。

また、購買力流出の抑制や商店街のイメージアップなど商業機能の強化を図るため、安全・快適な歩行者空間の形成等に努める。

b 工業地

既存の工業地は、ほとんどが小規模な地場産業となっているが、地域経済に

活力を与え、若者の定住を図るためには、魅力ある就業環境の整備が必要である。このため、既存の工業地の基盤整備の充実、企業誘致等を進め、魅力ある就業の場の整備を図る。

c 住宅地

市街地南部の国道 269 号沿道地区（以下、神ノ浜島井戸地区^{かみの はまとりいど}という。）を住宅地と位置付け、日常生活の利便性向上に資する沿道型商業施設の立地を許容する住宅地の形成を図る。

また、商業・業務地を取り囲む住宅地、神ノ浜島井戸地区^{かみの はまとりいど}を取り囲む住宅地については、今後も低層住宅を中心とする住宅地として、ゆとりと快適性に富む環境整備を進める。

② 土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や生活道路等の都市基盤が未整備のため、機能性、利便性及び防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、建築物の不燃化・集合化等による公共空地の確保に努め、緑豊かな住環境の形成を進める。

また、高齢者・障害者等に配慮した歩行者空間等の整備を進め、居住環境の改善を図る。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の公園や市街地を取り囲む斜面樹林、寺社林等の緑地については、都市にうるおいを与える空間として保全に努める。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

大隅半島の国見連山の眺望と原生の自然を有する神川大滝公園や錦江湾は、良好な自然環境を有することから、その保全に努める。

また、市街地の背景をなす斜面緑地や丘陵地は、都市の環境を保持するため自然地としての保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

神川地区及び河上神社周辺の集落地については、自然環境や農業的環境との調和を図りつつ、良好な生活環境の整備の検討を行うものとする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ路線として、海岸沿いを通り鹿屋市や南大隅町と本区域を連絡する国道 269 号、町中心部で国道 269 号と分岐し志布志市に向かう国道 448 号がある。

本区域は、国道 269 号沿いに市街地が形成されていることから、本区域と日常生活において結びつきが強い大隅地域の中核的な都市である鹿屋市とのアクセス性は比較的良好な状況にある。

他都市との交流・連携を担う路線として、区域外東部には、本区域の産業・経済・観光・文化などの地域発展を図る上で極めて重要な高規格道路大隅縦貫道（吾平大根占田代道路）が整備中であり、アクセス道路の整備が必要である。

また、高齢化の進展に対応したゆとりある歩行者空間の整備や、通勤・通学の重要な交通手段であるバス路線や薩摩半島へアクセスするフェリーなども勘案した総合的な交通体系の検討を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 鹿屋市をはじめとする近隣市町村と連携・交流の促進、鹿児島空港等の広域交流拠点との連絡性強化を進める。
- 地域の移動手段の確保・充実を図るため、関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。
- 施設整備にあたっては、既存施設を活かしつつ、計画的、段階的な整備を図る。
- 子供からお年寄りまで、あらゆる人々が利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた道路空間の整備を図るとともに、街並みを活かした都市景観の形成に努める。
- 中心市街地の活性化や防災性の強化を勘案した施設整備に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、国道 269 号などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路 3・5・3 号海岸線などの都市幹線道路を配置し都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本区域には、神ノ川、水流川^{つるがわ}及び堂ノ元川の二級河川がある。

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、健全で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また、長期的な展望に立ち、適正かつ計画的な整備に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、錦江町のほか、鹿屋市、垂水市、東串良町、肝付町及び南大隅町の2市4町で構成される広域組合による肝属地区清掃センターが鹿屋市串良町に配置されている。資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、ごみの減量化を積極的に進めるとともに、リサイクルに努めることにより施設の延命化を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、神川地域を東西に流れる神ノ川をはじめ、市街地背景をなす斜面林、市街地と丘陵地の間に広がる農地など、豊かな自然的環境を有している。今後も、このような貴重な自然環境を喪失することがないように、保全体制づくりに努めるとともに、豊かな自然を活かした環境づくりを進める。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
神ノ川沿いの緑地、市街地東部の丘陵地	生活にうるおいを与える緑地として、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
神川キャンプ場 神川海岸 鳥浜海岸	豊かな自然環境・景観の保全を図るとともに、自然を体験できる環境づくり、観光・レクリエーション拠点として機能整備を図る。
大橋公園，松崎公園，堂ノ元公園	生活に身近な憩いの場としての機能維持・増進を図る。
錦江町総合運動公園	住民の健康増進に資する施設として機能維持・増進を図る。

c 防災系統の配置

地域名等	概要
区域全体	山林地帯は、水源涵養や災害防止等に資する緑地として機能の保全に努める。特に、市街地の東側にある斜面林は、土砂流出・斜面崩壊を防ぐ重要な緑として保全する。 また、防災対策の一環として、避難地、避難路、緑地などを配置し、都市内にオープンスペースの確保を図る。

d 景観構成系統の配置

地域名等	概要
市街地，海岸	市街地内緑地は、良好な景観を呈する緑地として保全する。 また、錦江湾の眺望が得られる海岸の保全・活用を図る。

e その他

地域名等	概要
寺社林	河上神社等の神社を取り囲む樹林は、歴史的・文化的に重要な資源として保全する。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地背景緑地の保全，斜面崩壊など災害防止を図る。市街地東側の樹林地は、必要に応じて風致地区等の指定の検討を行うものとする。

また、市街地内にうるおいを与え、防災性，生活利便性の向上に資する公園・緑地の確保についても、必要に応じて検討を行うものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

- a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地
概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

- b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区
概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

大根占都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例



住宅地	農業ゾーン	主要幹線道路（概ね整備済み）	公園・緑地	行政区境界
商業・業務地	樹林地ゾーン	都市幹線道路（概ね整備済み）	港湾・漁港・空港・飛行場	都市計画区域界
工業地	観光・レクリエーション地区	都市幹線道路（概ね10年以降）	河川・海・湖沼	

注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。